

武石委員長 | ただいまから、議会運営委員会を開く。
本日は、9月定例会を招集する告示があったので、その日程及び運営等について御協議願うため、お集まりいただいた。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので御協力願う。

1. 9月定例会の日程及び運営について

(1) 知事提出予定議案

武石委員長 | 初めに、9月定例会の日程及び運営についてである。最初に、知事提出予定議案について、総務部長、説明願う。

(小谷総務部長、説明)

武石委員長 | 何か、質問はないか。

(なし)

(2) 会期及び会議日程

武石委員長 | 次に、1ページの資料1、会期及び会議日程についてである。9月定例会の日程については、7月4日の議運で予定案としての協議をしている。

会期については、予定どおり9月24日水曜日開会、10月14日火曜日閉会ということで会期は21日間とし、会議日程については資料1の日程表をごらんいただきたい。

以上のとおりで、御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長 | それでは、さよう決する。

(3) 質問者(会派)の発言順序

武石委員長 | 次に、9月定例会の質問者の発言順序についてであるが、申し合わせによると、自由民主党5名、日本共産党1名、公明党1名、県政会1名、県民クラブ1名の計9名ということなので、順序は所属議員数の多い順とし、一巡後は一会派に片寄らないようにするとの慣例によると、

第1日目(9月30日火曜日)は、自由民主党、日本共産党、公明党

第2日目(10月1日水曜日)は、県政会、県民クラブ、自由民主党

第3日目(10月2日木曜日)は、自由民主党、自由民主党、自由民主党の順になろうかと思うが、これに御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長 | それでは、さよう決する。

(4) 発言者の制限時間等

武石委員長 | 次に、発言者の制限時間については、申し合わせのとおり、各会派の最初の1人については50分以内、2人目からは40分以内とし、発言回数は3回以内ということで御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。

(5) 発言者の届け出

武石委員長 次に、2ページの資料2、発言者の届け出についてである。県民に広報するための本会議における発言者の届け出について、資料2の様式により、本日の午後5時までに事務局に提出されるよう御協力願う。

(6) 発言通告書の提出期限

武石委員長 次に、3ページの資料3、発言通告書の提出期限についてである。申し合わせでは、質問第1日目の前日の正午となっているので、9月29日月曜日の正午ということで御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。
なお、質問要旨については、議運の申し合わせで、発言者の良識により具体的に記載することとなっているので、できるだけ具体的に記載願う。

(7) 請願書の受理期限

武石委員長 次に、請願書の受理期限については、申し合わせでは、委員会付託日の前々日の本会議終了後1時間以内となっているので、9月30日火曜日の本会議終了後1時間以内ということで御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。

(8) 閉会中の常任委員会委員長報告

武石委員長 次に、閉会中の常任委員会委員長報告についてである。今回は、委員長報告を行いたいとの申し出はなかったので御報告する。

(9) 決算特別委員会

ア. 設置の時期

武石委員長 次に、決算特別委員会についてである。
初めに設置の時期である。決算議案については、総務部長の説明にもあったように開会日に提出されるので、決算特別委員会を質問最終日の10月2日木曜日に設置するという御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。

イ. 委員数及び委員の構成割合

武石委員長

次に、委員数及び委員の構成割合についてである。

申し合わせでは、委員数は総務委員会と同じ、また、委員の各会派への割り振りにしても総務委員会の構成割合と同じとするとなっている。

現在の総務委員会の委員数については、議員に3名の欠員があることから、平成26年3月5日の議運により、今期の委員数については9人としたところである。

については、今期の決算特別委員会の委員数を9人とするとともに、その構成についても総務委員会と同じとすることではいかがか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、自由民主党5名、日本共産党1名、公明党1名、県政会1名、県民クラブ1名と決定する。

また、正副議長および監査委員は、決算特別委員に選任されないとの先例があるので、念のため申し添える。

なお、構成員については、各会派で早急に人選の上、4ページの資料4の様式により9月30日火曜日の正午までに事務局へ提出願う。

ウ. 付託議案について

武石委員長

次に、付託議案についてであるが、総務部長の説明にもあったように、決算の報告議案22件に加えて未処分利益剰余金の処分に関する議案2件、資本剰余金の処分に関する議案1件が提出されるので、合わせてこれら25件の議案を決算特別委員会に付託の上、審査が終了するまで議会の閉会中も継続審査することで、いかがか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、さよう決する。

(10) 新任の説明員の紹介

武石委員長

次に、5ページの資料5、新任の説明員の紹介についてである。

新たに任命された警察本部長の紹介を慣例により、開会日の議長の諸般の報告の後、行うことにしたいが、いかがか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、さよう決する。

2. 予算委員会について**(1) 設置運営に係る具体的日程等****ア. 委員の選任依頼**

武石委員長

次に予算委員会についてである。6ページの資料6、委員の選任依頼についてである。9月定例会に設置する予算委員会の委員の各会派への割り当ては、予算委員会実施要領で、自由民主党12人、日本共産党3人、公明党1人、県政会1人、県民クラブ1人、南風(みなみかぜ)1人、みどりの会1人の計20人となっているので、各会派で委員を早急に互選の上、資料6の別記様式により、明日19日の正午までに事務局へ

提出されるよう御協力願う。

なお、委員会の構成の報告については、質問第1日目の諸般の報告の中で行いたいので御了承願う。

(了 承)

イ. 組織の委員会

武石委員長

また、組織の委員会については、開会日24日の会議終了後、本会議場にて行いたいので御了承願う。

(了 承)

(2) 発言時間等

武石委員長

次に、予算委員会の発言時間については、実施要領では答弁も含め原則1人60分以内とし、特に要望がある場合は議運の了承を得るものとされている。会派ごとの9月定例会での持ち時間は、自由民主党110分、日本共産党40分、公明党30分、県政会30分、県民クラブ30分、南風（みなみかぜ）30分、みどりの会30分の計300分となっているので御了承願う。

(了 承)

武石委員長

なお、自由民主党は割り当て時間が110分となっているが、答弁も含め1人60分を超えての発言の要望があれば申し出願う。

(な し)

武石委員長

申し出がないので、原則どおりの運営とする。

(3) 発言通告書等の提出期限

ア. 発言者及び発言所要時間の提出期限

武石委員長

次に、発言通告書等の提出期限についてである。

最初に、7ページの資料7、発言者及び発言所要時間の提出期限についてである。実施要領により、本会議質問初日の前日の正午となっているので、9月29日月曜日の正午ということで御了承願う。

(了 承)

イ. 発言通告書の提出期限

武石委員長

次に、8ページの資料8、発言通告書の提出期限についてである。実施要領により本会議質問最終日の前日の正午となっているので、10月1日水曜日の正午ということで御了承願う。

(了 承)

武石委員長

以上、ここまでが予算委員会についてである。

3. 議員派遣について

(1) 第14回都道府県議会議員研究交流大会

武石委員長

次に、議員派遣についてである。
初めに、10ページの資料9、第14回都道府県議会議員研究交流大会についてである。
この件については、平成22年10月4日の議運申し合わせにより、今年も派遣の対象とすることとし、派遣希望者は、9月22日月曜日午後5時までに13ページの申込書を事務局まで提出するという御了承願う。

また、派遣人員については全国議長会事務局が、各都道府県で5名から10名程度を予定しているとのことであるので、10名を限度に派遣することとし、10名を超える場合は、その調整を正副委員長に一任願うということではいかがか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、さよう決する。
また、分科会の希望についても人数の制限もあることから、正副委員長にその調整を一任願う場合もあるので御了承願う。

(了 承)

(2) 地方議会活性化シンポジウム2014

武石委員長

次に、14ページの資料10、地方議会活性化シンポジウム2014についてである。
このことについて、事務局から説明をさせる。

(川村総務課長、説明)

武石委員長

それでは、派遣の対象とするかどうかについて、御意見があればどうぞ。
対象とすることよろしいか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、この件については派遣の対象とすることで、御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、さよう決する。
次に、派遣する人数についてであるが、先ほどの説明では、総務省から2名の派遣を要請されているので、2人を限度とすることで、いかがか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、さよう決する。
次に、派遣者の申し込み、決定についてである。
派遣希望者は、9月22日月曜日午後5時までに17ページの申込書を事務局まで届け出願う。

希望者が2人を超える場合は、その調整を正副委員長に一任願うということがかか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。

(3) 安徽省友好提携20周年記念訪中団事業

武石委員長 次に、18ページの資料11、安徽省友好提携20周年記念訪中団事業についてである。このことについて、事務局から説明をさせる。

(川村総務課長、説明)

武石委員長 それでは、派遣の対象とするかどうかについて、御意見があればどうぞ。

(異議なし)

武石委員長 それでは、この件については派遣の対象とすることで、御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。
次に、派遣する人数についてであるが、先ほどの説明では、5人分の予算が措置されているので、5人を限度とすることで、いかがか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。
次に、派遣者の申し込み、決定についてである。
派遣希望者は、9月30日火曜日までに19ページの申込書を事務局まで届け出願う。
希望者が5人を超える場合は、その調整を正副委員長に一任願うということがかか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。
なお、第14回都道府県議会議員研究交流大会及び地方議会活性化シンポジウム2014に係る議員の派遣議案については、10月2日の本会議において議決する必要があるので、9月30日火曜日の9時に議運を開催することとし、議案をお示しすることで、御了承願う。

(了 承)

武石委員長 また、安徽省友好提携20周年記念訪中団事業の派遣議案については、閉会日の10月14日火曜日の議決を予定しているため、後日改めて協議することとする。

4. 政務活動費の運用のあり方について

武石委員長

次に、20ページの資料12、政務活動費の運用のあり方についてである。

このことについては、9月11日に開催された各派代表者会で、政務活動費の検討作業の進め方などについて協議いただいた。

その結果、検討作業の進め方については、自民党からは2人、一人会派を含めた各会派からは1人の代表者で構成する検討会を設置し、検討作業を進めていくことになった。

その委員については、各会派からの届け出があり、20ページのとおりとなった。

また、今後の進め方としては、先月に各会派から提出された政務活動費の意見を21ページのとおり項目ごとに整理してあるので、この項目ごとに協議を行い、結論が得られた項目から速やかに議運へ報告し、議運で協議・決定を行うことで、見直し内容をいち早く運用につなげていくことになったが、以上のとおり進めていくことでのいかか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、さよう決する。

5. 「南海地震発生時における議員活動指針」の見直しについて

武石委員長

次に、22ページの資料13、「南海地震発生時における議員活動指針」の見直しについてである。

先週の岩手、宮城両県への調査出張はお疲れさまでした。

両県で聴取した事項等を踏まえて、当初の予定どおり年内を目途に、この見直し作業を進めていきたいので御了承願う。

(了 承)

武石委員長

本日は、見直し作業の具体化に向け、主な検討項目について協議願いたい。まず、資料について事務局から説明させる。

(川村総務課長、説明)

武石委員長

年内を目途に見直し作業を完了したいので、14日閉会日の午後にも正副委員長案を皆さんにお示しし、執行部にも同席いただいて、最終案に取りまとめていく作業をしたい。そのために、本日この場でお示しした資料22、23ページの内容に基づいて御意見があれば賜っておきたい。東北両県では大震災を経験した議員の皆さんから生々しい実体験に基づく貴重な証言を数多くいただいた。それについては、A3のペーパーにまとめている。黒い網掛けをした部分が新たに東北で聴取して書き加えた内容である。そこでお諮りしたいのは、まず体制案。22ページの案1から4。皆さん東北に行かれてどのように感じているか。1案は2段階方式。まず議会災対本部を立ち上げておいて、特別委員会に移行する。災対本部は自動的に立ち上げ。第2案は会期中であれば特別委員会を即時設置する。あるいは閉会中であれば議会災対本部を立ち上げ、特別委員会に移行する。案1も踏まえた内容である。現行方式は、御存じのとおり各派代表者会を開いて、状況に応じて組織体制を検討する。4はその他の案があれば。あくまでたたき台をつくるためであり、現時点での御意見をいただきたい。

- 中面委員 発災後に活動するのに身分がない。特別委員会の委員として全員が活動して、非常に助かったという話があった。案1がよいのではないか。
- 土森委員 災対本部は当然立ち上げる必要があるし、特別委員会に移行していくが、いつ立ち上げるか。発災直後はそれぞれ地域でボランティアを含めて活動することになるかと思うが、そういう場合に、議会として正副議長中心にまず情報収集やっていき、その後設置をしていくことにするか。もしくは、既に災対本部を自動的に立ち上げておくか。
- 中面委員 災対本部を立ち上げて、特別委員会にするときに各議員になかなか連絡がとれなかったという。自動的に特別委員会に移行するのが無難。
- 武石委員長 どういう立場で地域で活動するか悩ましい状況があったという話を聞いた。できれば委員長としては、開会時には特別委員会を即時設置する。閉会時であっても自動的に議会災対本部が立ち上がって、すみやかに特別委員会に移行するという案2で試案をつくってみたいと思う。御意見があれば、また14日に賜りたい。
- 中面委員 案2での特別委員会への移行は、即か。1日か2日おいてか。硬直化しないほうがよいのか。
- 武石委員長 硬直化しないほうが動きやすいという話があった。きちきちと決めないほうがよいと思っている。
- 土森委員 開会中なら、すぐにできることはできる。
- 西森(雅)委員 ここに関しても、うちは会派でまだ話をしていないが。それも含め14日までではダメか。ここに関しては方向性も。
- 武石委員長 年内ということになると逆算すると。14日には案をお示ししたいので。ただそれはあくまで案なので、14日までに会派の意見を取りまとめていただいて、それからでもよいと思う。
- 西森(雅)委員 そうなると会派での調整が必要になるが、議員が動く場合の立場を考えると特別委員会なのかなと思う。委員長から案2でどうかという話があったが、ここにはないが、開会中、閉会中どちらであっても自動的に特別委員会を設置という形がよいのではないか。案2は開会中は特別委員会、閉会中は災対本部ということだが。
- 武石委員長 そうなると位置付け、法的な根拠ということになってくる。
- 西森(雅)委員 議会の議決が必要か。
- 武石委員長 それも含めて、14日にお示しした時点で修正するなら修正していくということにしたい。そのあたりについても各会派で協議しておいていただきたい。よろしく願います。市町村、あるいは市町村議会との関係についても課題として挙がったので、その辺も次回に議論いただきたい。きょうのところ意見があれば。

土森委員 14日に案を示してもらって。

武石委員長 本日の御意見を踏まえて、14日までに正副委員長案を作成しておきたい。閉会日の10月14日火曜日午後1時を目途に開催したい。坂本委員も14日午後1時でよいか。

坂本(茂)委員 みんながそれでやるのであれば、私一人の都合は。

武石委員長 それでは、14日火曜日閉会日の午後1時を目途に開催することとするので、スケジュールの調整をよろしく願います。

6. その他

武石委員長 最後に、その他で何かないか。

(な し)

武石委員長 それでは、協議事項は以上である。
次回の議運は、特別の事情がなければ、質問初日の9月30日火曜日午前9時から開催する。協議事項は、議員の派遣等についてである。
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。